

2019年11月吉日

会員各位

荒井商事株式会社
アライオートオークション仙台(株)
アライオートオークショングループ

重 要

スライドサービス利用規約 改定のご案内

拝啓 深秋の候、貴社ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素はアライオートオークショングループに格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、アライオートオークショングループでは、2019年11月11日より下記の通り、弊社会員規約につきまして改定をさせていただきます。

今後とも、オークションがよりスムーズに開催できますよう、当社と致しましても精一杯努力して参りますので、ご利用会員の皆様方におきましても、何卒ご協力の程、宜しく願い申し上げます。

敬具

記

導 入 日

2019年 11月 11日

内 容

【規約改定】

1. 第1条(サービスの内容)の改定
2. 第4条(対象外車両)の改定
3. 第5条(個々の申し込みの方法)の改定と新設
4. 第7条(利用可能車両代金限度額及び利用限度額)の改定
5. 第8条(手数料)の改定
6. 第9条(譲渡書類等の扱い、譲渡書類等にかかるペナルティ(クレーム))の改定
7. 別表 再延長手数料の新設

1. 第1条（サービスの内容）の改定

《現在の規約》

スライドサービスとは、荒井商事株式会社およびアライオートオークション仙台株式会社（以下、「当社」といいます。）のアライオートオークション規約（以下、「アライAA規約」といいます。）第10章（車両代金等の決済）に拘わらず、落札車両の車両代金、消費税、手数料などの債務（以下、「本債務」といいます。）の決済期限を、当社の定める期限まで延長できるサービス（以下、「本サービス」といいます。）をいいます。本サービスは、所定の方法により当社に申し込み、当社が登録を認めた会員（以下、「スライドサービス登録会員」といいます。）のみが利用できるものとします。

↓

《改定後の規約》

スライドサービスとは、荒井商事株式会社およびアライオートオークション仙台株式会社（以下、「当社」といいます。）のアライオートオークション規約（以下、「アライAA規約」といいます。）第10章（車両代金等の決済）、AI-NET店舗在庫規約第22条（落札車両代金等の決済）及びAI-NET落札代行規約第8条（代金等の決済）の規定に拘わらず、落札車両の車両代金、消費税、手数料などの債務（以下、「本債務」といいます。）の決済期限を、当社の定める期限まで延長できるサービス（以下、「本サービス」といいます。）をいいます。本サービスは、所定の方法により当社に申し込み、当社が登録を認めた会員（以下、「スライドサービス登録会員」といいます。）のみが利用できるものとします。

2. 第4条（対象外車両）の改定

《現在の規約》

以下の車両等は、本サービスの対象とならないものとします。

1. 当社が主催していないオークションでの落札車両
2. 店舗在庫・AA 在庫サービスでの落札車両
3. ナンバー付き車両
4. バイクオークションでの落札車両
5. 建機オークションでの落札車両
6. 産業機械・農業機械など書類が担保できない出品物
7. 当社が不適切と判断した車両・出品物

↓

《改定後の規約》

以下の車両等は、本サービスの対象とならないものとします。

1. AA 在庫サービスでの落札車両
2. ナンバー付き車両
3. バイクオークションでの落札車両
4. 建機オークションでの落札車両
5. 産業機械・農業機械など書類が担保できない出品物

6. 当社が不適切と判断した車両・出品物

3. 第5条（個々の申し込みの方法）の改定と新設

《現在の規約》

スライドサービス登録会員は、当社の主催するオークションで落札した車両のうち支払期限の延長を希望する車両について、オークション終了後30分以内に所定の方法で当社に申し出るものとし、当社がそれを承諾した事により支払期限の延長がなされるものとします。なお、当社の承諾は、当社が翌営業日にスライド手続き完了通知書をファクシミリにて送信することによって行うものとします。

↓

《改定後の規約》

1. スライドサービス登録会員は、当社の主催するオークションで落札した車両のうち支払期限の延長を希望する車両について、オークション終了後 30 分以内に所定の方法で当社に申し出るものとし、当社がそれを承諾した事により別表に定める支払期限の延長がなされるものとします。なお、当社の承諾は、当社が翌営業日にスライド手続き完了通知書をファクシミリにて送信することによって行うものとします。
2. スライドサービス会員は、前項により延長された支払期限について再延長を希望する場合、当該支払期限の前日（金融機関の休業日である場合は直前の営業日を指し、以下本項において同じ。）までに所定の方法で当社に申し出るとともに、当社による再延長の承諾を受けたいうえで、当該支払期限の前日までに再延長に関する第8条の手数料を当社に支払い、当社が着金確認することにより、支払期限を別表のとおり再延長することができます。なお、当社の承諾は、当社が当該支払期限の前日までに再延長承諾通知書をファクシミリにて送信することによって行うものとします。

4. 第7条（利用限度額）の改定

《現在の規約》

第7条(利用限度額)

本サービスの利用限度額は、3,000,000 円(税別)を上限とします。

↓

《改定後の規約》

第7条(利用可能車両代金限度額及び利用限度額)

1. 落札車両の車両代金が300万円を超える場合、当該車両の本債務については、本サービスを利用できないものとします。
2. 本サービスの利用限度額(支払期限を延長できる合計額)は、スライドサービス会員毎に個別に設定するものとし、当社の一方的判断で設定及び変更できるものとします。

5. 第8条（手数料）の改定

《現在の規約》

スライドサービス登録会員は、別表に定める本サービスに関する支払期限延長手数料(以下、「スライドサービス手数料」という)、事務取扱手数料(以下「本手数料」という)を当社に支払うものとします。

↓

《改定後の規約》

スライドサービス登録会員は、別表に定める本サービスに関する支払期限延長手数料及び再延長手数料(以下、「スライドサービス手数料」という)、事務取扱手数料(以下、「本手数料」という)を当社に支払うものとします。

6. 第9条（譲渡書類等の扱い、譲渡書類等にかかるペナルティ(クレーム)）の改定

《現在の規約》

1. スライドサービス登録会員は、当社へ本債務の支払いが完了するまで、当該車両の譲渡書類、附属書類及び出品票に記載された書類(以下あわせて「譲渡書類等」といいます。)の交付を当社に請求できないものとします。
2. スライドサービス登録会員は、アライAA規約第9章(書類)及び第11章の〔Ⅱ〕(裁定(クレーム)規程)にかかわらず、譲渡書類等の遅延・紛失・不備等、及び、出品票の誤記入のうち譲渡書類等に関する誤記入並びに後日送付による付属品等については、クレームを申し立てることができないものとし、出品店に対するペナルティの対象とならないものとします。

《改定後の規約》

1. スライドサービス登録会員は、当社へ本債務の支払いが完了するまで、当該車両の譲渡書類、附属書類及び出品票に記載された書類(以下あわせて「譲渡書類等」といいます。)の交付を当社に請求できないものとします。
2. スライドサービス登録会員は、アライAA規約第9章(書類)及び第11章の〔Ⅱ〕(裁定(クレーム)規程)、AI-NET店舗在庫規約第24条(譲渡書類)及び第25条(譲渡書類の罰則)並びにAI-NET落札代行規約第13条(落札車両の所有権移転登録)の規定にかかわらず、譲渡書類等の遅延・紛失・不備等、及び、出品票の誤記入のうち、譲渡書類等に関する誤記入並びに後日送付による付属品等については、クレームを申し立てることができないものとし、出品店に対するペナルティの対象とならないものとします。

7. 別表 車両落札金額条件の改定と再延長手数料 の新設

《現在の規約》

別表

手数料一覧（事務取扱手数料、スライドサービス手数料共に別途消費税を申し受けます）

事務取扱手数料/1 開催	500 円
--------------	-------

・スライドサービス手数料

車両落札金額	2 週間	3 週間	4 週間	7 週間
50 万円未満	2,000 円	3,000 円	4,000 円	7,000 円
50 万円以上 100 万円未満	4,000 円	6,000 円	8,000 円	14,000 円
100 万円以上 150 万円未満	6,000 円	9,000 円	12,000 円	21,000 円
150 万円以上 200 万円未満	8,000 円	12,000 円	16,000 円	28,000 円
200 万円以上 300 万円未満	12,000 円	18,000 円	24,000 円	42,000 円

1. 事務取扱手数料については、スライドサービス登録会員が本サービスを利用するオークション開催毎に 500 円を申し受けます。
2. 別表の車両落札金額の価格帯は、落札料、自動車税預かり金、消費税を一切含まず、スライドサービス利用の車両個々毎の車両落札金額のみで決定致します。
3. クレーム等により車両落札価格が変更された場合でも、スライドサービス手数料は変更致しません。

↓

《改定後の規約》

別表

延長期間及び手数料一覧（事務取扱手数料、スライドサービス手数料共に別途消費税を申し受けます）

延長の場合

事務取扱手数料/1 開催	500 円
--------------	-------

・スライドサービス手数料

車両落札金額	2 週間	3 週間	4 週間	7 週間
50 万円未満	2,000 円	3,000 円	4,000 円	7,000 円
50 万円以上 100 万円未満	4,000 円	6,000 円	8,000 円	14,000 円
100 万円以上 150 万円未満	6,000 円	9,000 円	12,000 円	21,000 円
150 万円以上 200 万円未満	8,000 円	12,000 円	16,000 円	28,000 円
200 万円以上 300 万円以下	12,000 円	18,000 円	24,000 円	42,000 円

再延長の場合

事務取扱手数料/1 開催	1,000 円
--------------	---------

・スライドサービス手数料

車両落札金額	1週間再延長
50万円未満	1,500円
50万円以上100万円未満	3,000円
100万円以上150万円未満	4,500円
150万円以上200万円未満	6,000円
200万円以上300万円以下	9,000円

- 事務取扱手数料については、スライドサービス登録会員が本サービスを利用するオークション開催毎に、延長の場合は500円、再延長の場合は1,000円を申し受けます。
- 別表の車両落札金額の価格帯は、落札料、自動車税預かり金、消費税を一切含まず、スライドサービス利用の車両個々毎の車両落札金額のみで決定致します。
- クレーム等により車両落札価格が変更された場合でも、スライドサービス手数料は変更致しません。
- 延長期間が7週間の場合、再延長は認められません。

以上